◇定例会の流れ

開会前

- **告　　示**：議会を開くとき開会日の３日前までに町長が議会の招集をします。
- **議会運営委員会**：議会の効率的な運営を図るため，会議の日程をはじめ会議の進め方に関するさまざまな事項を協議します。

本会議

- **開　　会**：議長の宣告で開会します。議員定数の半数以上の議員が出席する必要があります。
- **会期の決定**：議会をいつまで開くかを決定します。
- **議案の上程**：議案は、町長から提出されるものと、議員から提出されるものがあります。
- **議案の説明**：提出者から議案についての説明があります。
- **質　　疑**：議案に対する質疑を行い、提案者がそれに答えます。
- **委員会付託**：さらに詳しく審査する必要がある議案、請願・陳情は、通常は２つの常任委員会（総務文教・産業建設）に分けて付託します。
- **一般質問**：議員が議案とは別に町政全般について質問をし、町長などが答えます。

委員会

- **説　　明**：各委員会で議案などの説明を担当課長から受けます。
- **質　　疑**：議案内容について担当課長にいろいろな角度から質疑を行います。
- **討　　論**：議案などについて、賛成か反対か、そしてその理由を述べます。
- **採　　決**：委員会として、その議案について、賛成か反対かを出席委員の過半数により決めます。

本会議

- **委員長報告**：各委員会が終了すると、再び本会議を開き、委員会の審査経過及び結果等を各委員長が報告します。
- **質　　疑**：各委員長報告に対して、疑問などがある場合、委員長に質疑します。
- **討　　論**：議案などについて、賛成か反対かその理由を述べます。
- **採　　決**：議案などについて、賛成か反対かを原則として出席議員の過半数で決めます。
- **閉　　会**：議長の宣告で閉会します。なお、本会議で決まったことを議長から町長に通知し、町長はこれをもとに仕事を進めていきます。